

【貸会議室利用の手引き】

株式会社マキノハラボが、牧之原市から借り受けた旧片浜小学校施設の南棟 2 階、3 階を、市民活動を行う貸会議室として貸し出すにあたって必要な事項は、次のとおりです。

1 貸会議室について

旧片浜小学校施設の南棟の2・3階は市民活動の貸会議室として利用できます。

なお、まきのはら塾が実施年度の前年度に事業計画を立てる際に、優先的に本会議室を利用予約することを可能とします。

2 施設の開館時間

施設の開館時間は、午前9時00分から午後9時00分までです。

3 施設の休館日

施設の休館日は、毎年 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までです。ただし、施設管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがあります。

4 利用時間及び料金

(料金の改定の際は、1ヶ月間の周知期間をとります。)

フロア	会議室名	定員	午前 (9:00~13:00)		午後 (13:00~ 17:00)		夜間 (17:00~ 21:00)	
			基本料金	夏季冬季	基本料金	夏季冬季	基本料金	夏季冬季
南棟 2階	201 会議室 (小)	20	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	1,120 円(5,600円)	1,400 円(7,000円)
	202 会議室 (小)	20	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	1,120 円(5,600円)	1,400 円(7,000円)
	203 会議室 (小)	15	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	1,120 円(5,600円)	1,400 円(7,000円)
	204 会議室 (大)	30	1,020 円 (5,100円)	1,280円(6,400円)	1,020 円 (5,100円)	1,280円(6,400円)	1,340 円(6,700円)	1,680 円(6,700円)
南棟 3階	301 会議室 (小)	20	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	1,120 円(5,600円)	1,400 円(7,000円)
	302 会議室 (小)	20	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	680 円 (3,400円)	850円(4,250円)	1,120 円(5,600円)	1,400 円(7,000円)
	304 会議室 (大)	40	1,540 円 (7,700円)	1,930円(9,650円)	1,540 円 (7,700円)	1,930円(9,650円)	2,040 円(10,200円)	2,550 円(12,750円)

- (1) 会議室利用時間には、準備や片付けに要する時間も含むこととします。
- (2) 使用料については、消費税及び地方消費税を含みます。
- (3) 夏季冬季期間については下記の表のとおりとします。
 - ・冷房使用料 6月1日～9月30日
 - ・暖房使用料 11月1日～3月31日
- (4) 市外利用者は、()内の料金になります。

5 使用料の加算

使用者が次の場合の使用料は、時間区分ごとの使用料に次の率を乗じた額を加算します。ただし、冷暖房料には加算しません。

- (1) 使用者が入場料を徴収するときは、入場料金による収入の 10 パーセント。
- (2) 商業宣伝、営業等の目的で使用するとき及び市民等（市内在住、在勤若しくは在学する者又は市内の事業所をいう。）以外の者が使用するとき
は、15 パーセント。

6 料金の支払い

貸会議室使用料の支払いは、受付時、もしくは月末締め翌月払いも対応いたします。なお、一度納付された料金は、災害等特別な事情がない限り、返金いたしませんので、ご承知おきください。

7 使用許可の申請

本ホームページにある又は施設受付に用意してある、「カタショー使用許可（減免）申請書」に必要事項を記入し、カタショー受付へ提出してください

なお、申請書の受付は、利用日の属する月の6箇月前から行います。

8 遵守事項

本施設の利用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- 1) 使用者は、各部屋の定員を超過して入場させないでください。
- 2) 所定の場所以外で喫煙しないでください。
- 3) 許可を受けていない施設、設備又は器具を使用しないでください。
- 4) 許可を受けなくて、他人の迷惑となる恐れのある物品、動物の類を持ち込まないでください。

- 5) 許可を受けないで、火気の使用、物品の展示、販売、宣伝、寄付金品の募集及びこれらに類する行為をしないでください。
- 6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないでください。

9 入場制限

次のいずれかに該当する方については、入場を拒絶、又は退場をお願いすることがあります。

- (1) 他人に危害を及ぼす恐れがあると認められる者
- (2) 他人に迷惑となる行為をする恐れがあると認められる者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

10 問い合わせ先

株式会社マキノハラボ
〒421-0511 静岡県牧之原市片浜 1216 番地 1
電話：080-7890-0388
E-mail：info@makilabo.jp